

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組合組織（公務員）](#) | [人事委員会勧告](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[🔍 キーワード検索はこちら](#)

人事委員会勧告

人事委員会勧告

I 人事委員会勧告とは

地方公務員は、民間企業の労働者と異なり、争議権、団体交渉権など憲法で保障された労働基本権が制約されているため、都道府県や政令指定都市には独立した第三者委員会である人事委員会の設置が義務づけられています。

このような労働基本権の制約は、公務員の地位の特殊性、公共性等によるものではあるが、その制約の代償措置の一つとして、人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

そのため、人事委員会は中立の第三者機関として、社会一般の情勢に適應した適正な職員の給与を確保するため、民間給与との精確な比較をもとに給与勧告を行っています。

こうした給与勧告が実施され、職員の適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、行政の安定性と生産性の維持、向上を図る上での基盤となっています。

* 人事委員会・公平委員会

地方公務員法は、地方公務員の公正な人事権を確保するため、地方公共団体の長、その他の任命権者から独立した人事行政機関として、人事委員会あるいは公平委員会を設置するなどしています。

人事委員会は、人口15万人以上の自治体に設置ができ、選考、給与、公平審査など自治体の専門的な人事行政機関として、都道府県や政令指定都市、東京特別区などに設置されています。

出典：全日本教職員組合ホームページ

What's自治労 用語解説（自治労総合企画総務局編）

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.